

九州管内の鉱山保安の概況

令和7年6月6日

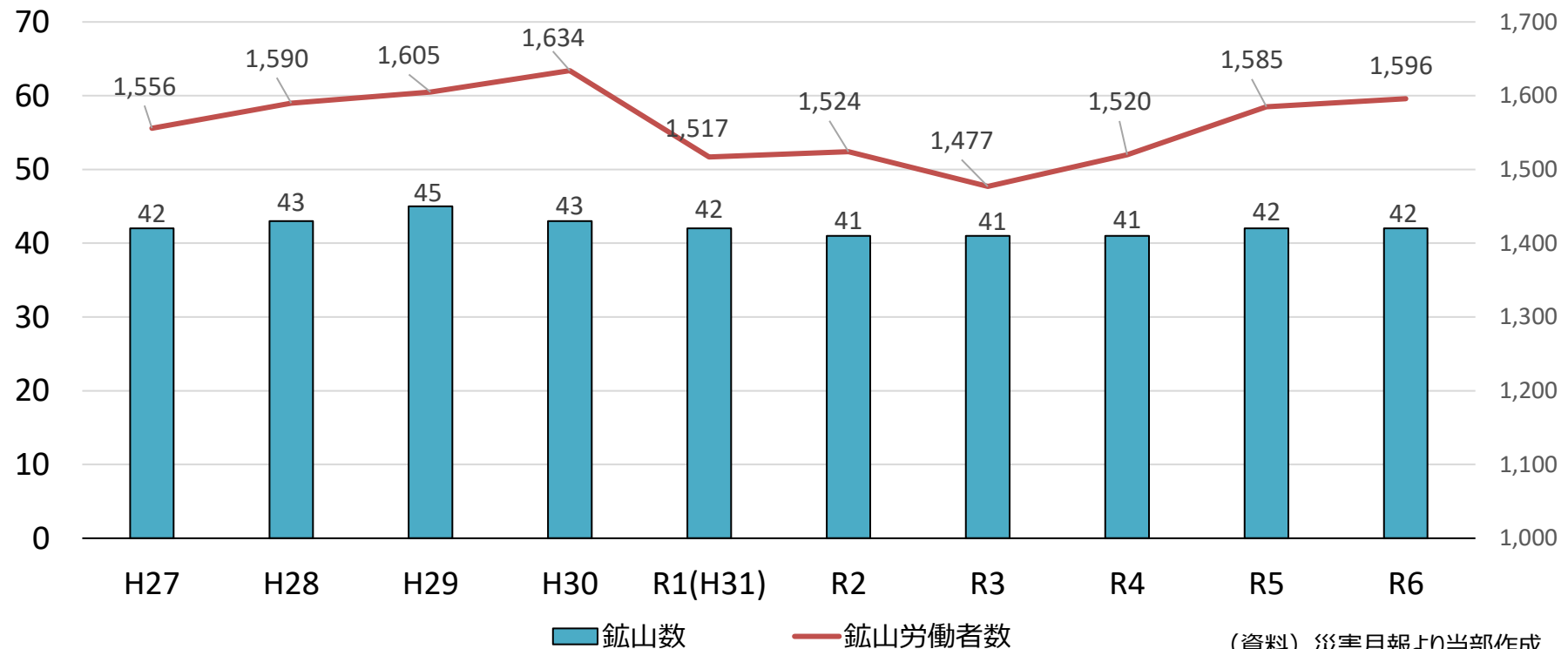
九州産業保安監督部

1. 九州管内の稼行鉱山数・鉱山労働者数

※R6.12.31 集計時点

- 令和6年末時点の鉱山数は42鉱山。前年と比較して増減なし。
- 鉱山労働者数は、1,596人。前年に比べ11人増。
- 鉱山数については、横ばい、鉱山労働者数については、近年増加傾向。

鉱山数、鉱山労働者数の推移



2. (1) ①罹災者数の推移 (全国)

※R6.12.31 集計時点

- 令和6年の罹災者数は14名（死亡0名、重傷10名・軽傷4名）で、前年に比べ11名減。
- 令和6年は3年ぶりに死亡災害がゼロ。
- 第14次計画期間の目標について、いずれの目標（度数率）も未達成。

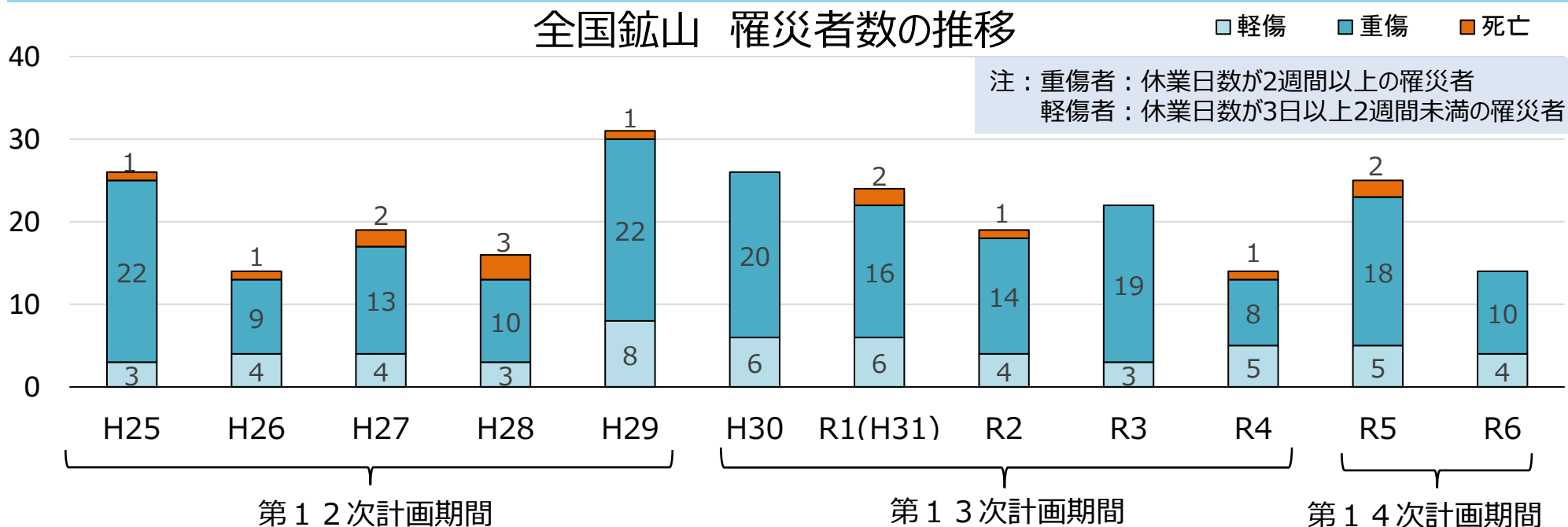
目標①：死亡災害0

→ 実績 0名（令和6年）

目標②：度数率0.70以下

→ 実績 0.99（令和5年～令和6年）

目標③：重傷災害の度数率0.50以下 → 実績 0.71（令和5年～令和6年）



（出典）中央鉱山協議会資料より当部作成

2. (1) ②罹災者数の推移（九州管内）

※R6.12.31 集計時点

- 令和6年の罹災者数は1名（死亡0名、重傷1名・軽傷0名）で、前年に比べ1名減。
- 令和6年の目標について、死亡災害にかかる目標①（死亡災害0名）、目標②（罹災者数1名以下）、目標③（重傷1名以下）のいずれについても達成

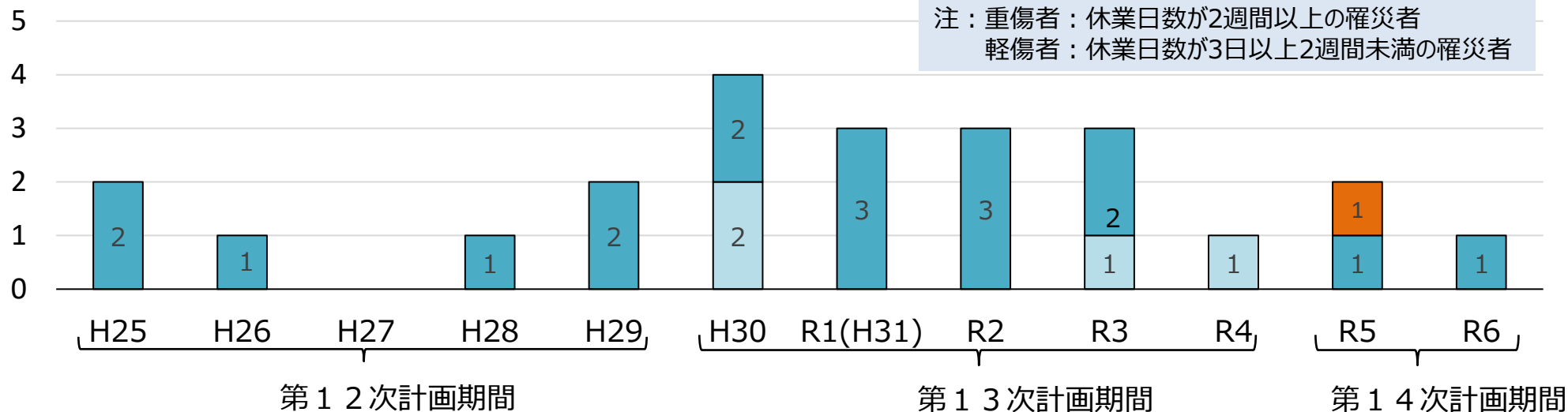
目標①：死亡災害 0名 → 実績0名（令和6年）

目標②：罹災者数（全体）1名以下 → 実績1名（令和6年）

目標③：罹災者数（重傷）1名以下 → 実績1名（令和6年）

管内鉱山 罹災者数の推移

□ 軽傷 □ 重傷 □ 死亡



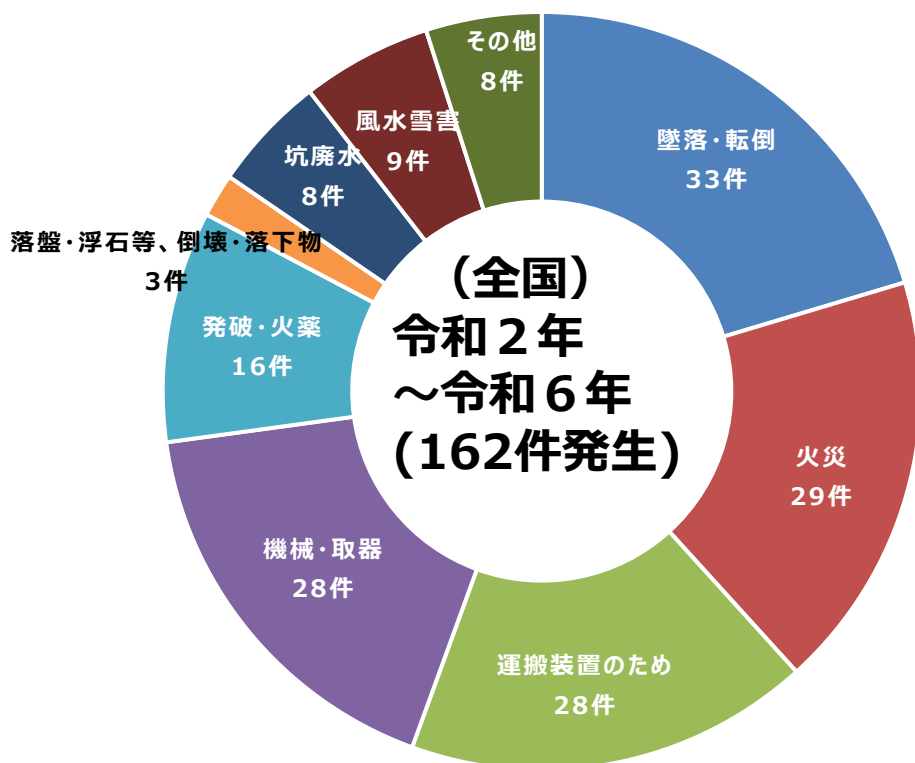
（出典）災害月報より当部作成

2. (1) 全国における災害発生事由別内訳

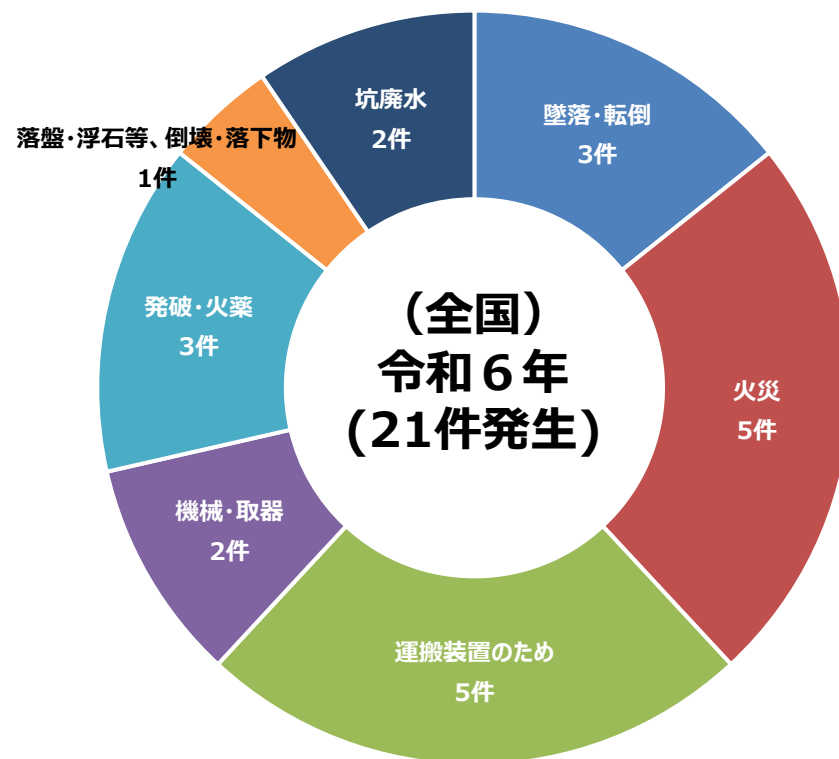
※R6.12.31 集計時点

- 過去5年間の災害発生事由は、墜落・転倒、火災、運搬装置等が上位を占めている。
- 令和6年は、墜落・転倒、機械・取扱中の器材鉤物等が減少し、火災が増加し、依然として運搬装置は多い傾向である。

令和2年～令和6年 災害発生(事由別内訳)



令和6年 災害発生(事由別内訳)



(出典) 災害月報より当部作成

2. (1) 全国における災害発生事由別内訳

※R6.12.31 集計時点

➤ 令和6年は、前年からの傾向としては、全体的な発生件数は減少したものの、火災、坑廃水は増加傾向である。

災害事由		R6	前年からの増減	R2～R6 合計
①墜落・転倒		3	△5	33
②火災		5	+1	29
③運搬装置 のため	BC・鉱車・その他	3	△1	14
	車両系鉱山機械・自動車	2	△1	14
④機械・工具・取扱中の機材鉱物		2	△6	28
⑤発破・火薬類のため		3	±0	15
⑥落盤・浮石等、倒壊・落下物		1	±0	3
⑦坑廃水		2	+2	8
⑧風水雪害		0	△1	9
⑨その他		0	△1	8
合計		21	△12	161

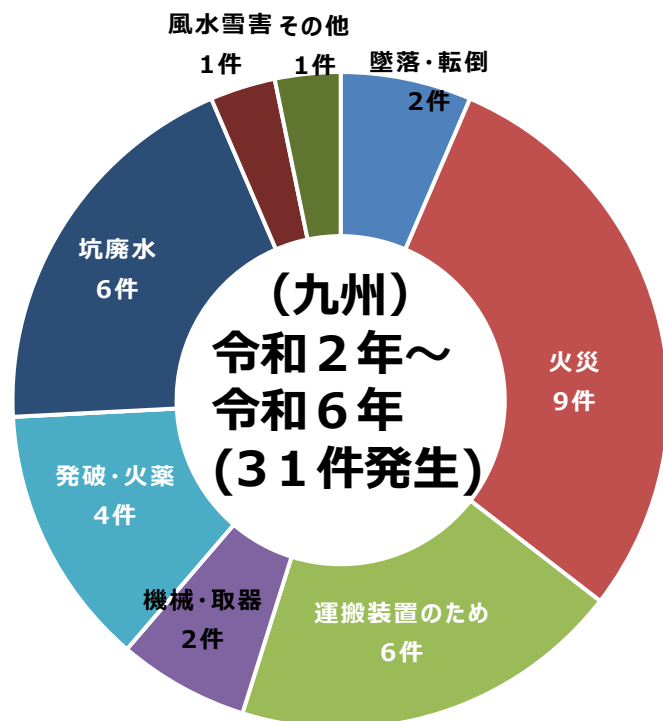
(出典) 災害月報より当部作成

2. (2) 九州管内における災害発生事由別内訳

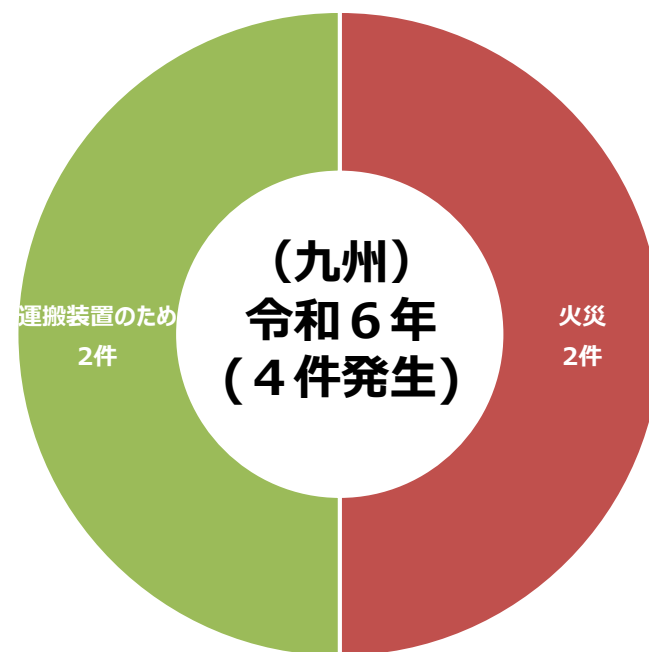
※R6.12.31 集計時点

- 九州では、全国に比べ、過去5年間では、墜落・転倒や機械・取扱中の器材鉋物等が少なく、火災、発破・火薬類が多い。
- 令和6年は、火災、運搬装置による災害が2件ずつ発生しており、近年発生していた発破・火薬類による災害は発生しなかった。

令和2年～令和6年 災害発生(事由別内訳)



令和6年 災害発生(事由別内訳)



(出典) 災害月報より当部作成

2. (2) 九州管内における災害発生事由別内訳

※R6.12.31 集計時点

➤ 前年からの傾向として火災による災害が増加しており、発破・火薬類による災害は減少している。

災害事由		R6	R5	前年からの増減
①墜落・転倒		0	0	±0
②火災		2	0	+2
③運搬装置のため	BC・鉱車・その他	1	1	±0
	車両系鉱山機械・自動車	1	1	±0
④機械・工具・取扱中の機材鉱物		0	1	△1
⑤発破・火薬類のため		0	0	±0
⑥落盤・浮石等、倒壊・落下物		0	0	±0
⑦坑廃水		0	0	±0
⑧風水雪害		0	0	±0
⑨その他		0	0	±0
合計		4	3	+1

(出典) 災害月報より当部作成

2. (3) 九州管内の災害発生状況（令和6年）

● 令和6年の災害発生件数は4件で罹災者は2名（うち1名は非鉱山労働者）。

No.	発生日	発生場所	鉱種	区分	罹災者	備考
1	5/14	坑外：棧橋	石灰石	運搬	重傷1名 ※非鉱山労働者	シップロダの可動区域内にて移動中の作業員(非鉱山労働者)が稼働中のシップロダの階段底部と通路に挟まれたもの
2	6/25	坑内：積込場	金属	火災	なし	ダンプトラックのエンジンをかけようとした際にエンジンがかからず、車両から出火
3	10/9	坑外：プラント建屋	石灰石	火災	なし	プラント内で補修箇所のアーク溶接作業を行った際、溶接の残火が設備に引火したもの
4	10/10	坑内：切羽付近	石灰石	運搬	重傷1名	油圧ショベルがバックで移動した際に別の作業員と接触し、両足を履帯に轢かれたもの

（出典）事故詳報及び災害月報より当部作成

2. (4) 九州管内の災害事例①

- 運搬装置（その他）のため（坑外）
シップローダの可動区域に侵入した作業員がシップローダの階段底部と通路に挟まれたもの

①**発生日**：令和6年5月14日(火) 8時50分頃

②**発生場所**：栈橋

③**罹災者**：重傷1名（休業見込 3 か月以上）

④**概要**

- ・作業員（非鉱山労働者）が足場組立作業場へ向かうためにシップローダの可動区域に侵入した際、稼働中のシップローダの階段底部と通路に挟まれたもの

⑤**原因**

- ・シップローダの移動速度が遅いため、危険だという認識がなかった
- ・非鉱山労働者の可動区域（通路）への進入を認めていた
- ・請負業者間の相互連絡が不十分であった

⑥**対策**

- ・関係者に対し、災害内容を周知し、注意喚起を実施
- ・シップローダ可動箇所入口に「船積関係者以外立入禁止」を掲示し、チェーンを設置
- ・マンホール（点検口）の蓋に「使用禁止」を掲示
- ・シップローダの稼働がわかるように栈橋入口に回転灯を設置
- ・シップローダ階段部に全設備停止可能な非常停止装置を設置



（出典）事故詳報より当部作成

2. (4) 九州管内の災害事例②

- 運搬装置（車両系鉱山機械）のため（坑内）
油圧ショベルがバックで移動した際に別の作業員と接触し、両足を轢いてしまったもの。

①**発生日**：令和6年10月10日(木) 23時40分頃

②**発生場所**：坑内：切羽付近

③**罹災者**：重傷1名（休業見込 3 か月）

④**概要**

- ・起碎石の集石作業を行うため、油圧ショベルにてバックしたところ、別の作業員と接触し、両足を轢いてしまったもの

⑤**原因**

- ・罹災者が油圧ショベルの作業範囲内に合図等無しに立ち入った
- ・油圧ショベルの運転手は、後方確認をせずにバックした
- ・油圧ショベルのミラー、バックモニターカメラ等が汚れていた

⑥**対策**

- ・関係する作業者に注意事項・作業手順等を再周知
- ・重機車両のキャビン、ミラー、バックモニターカメラの始業前清掃の徹底
- ・関係作業手順の改訂を行い、関係者に巻き込まれ危険体感を含む教育を実施
- ・油圧ショベルが移動中に発報するブザー（警告音）の設置



（出典）事故詳報及び災害月報より当部作成

3. (1) ①令和6年度 保安検査の実施結果

- 令和6年度、当部は管内15鉱山に対して保安検査を実施(内訳：金属4・非金属5・石灰石6・天然ガス0)。自主保安体制、保安規程の遵守状況を確認、指導。
- 検査の指摘事項は全50件。書類検査関係が保安規程の未遵守等20件、現場検査関係ではベルトコンベア・通路防護柵等の不備等30件。

分類	指摘件数	改善が必要と認められる事項	R6FY	R5FY
書類 検査	20 (40%)	・法令手続関係未届等 ・現況調査の記録未作成 ・保安規程の未遵守等 ・その他（記録の未作成、誤記載等）	3 1 13 3	4 2 21 1
		計	20	28
現場 検査	30 (60%)	・BC、通路防護柵等の不備 ・車両系鉱山機械・自動車及び鉱山道路等の不備 ・電気設備の不備 ・その他（施設内の粉じんのたい積、設備の腐食、減肉等）	10 3 2 15	12 0 0 10
		計	30	22
計			50	50

3. (1) ②令和6年度 保安検査 重点項目

- 令和6年度の重点事項は、令和5年度の管内で死亡及び重傷災害が発生したことに鑑み、運搬装置のうち、車両系鉱山機械及び自動車と、ベルトコンベアを重点項目として実施した。

運搬装置による災害防止

①車両系鉱山機械又は自動車

②ベルトコンベア

- 重点項目にかかる指摘件数は全50件の内7件。

分類	指摘件数	指摘事項
①車両系鉱山機械 又は自動車	6件	- 点検整備記録簿に不備が認められる - 切羽の端縁において転落防止措置が講じられていない - ホイールローダのサイドミラーが外れている - 鉱山道路の走行制限速度及びブレーキテストの標示がされていない
②ベルトコンベア	1件	巻き込まれ防止のための防護カバーが不足している。
計	7件	

3. (2) 鉱害防止関係 ①令和6年度 鉱害等検査、その他検査

- **鉱害等検査（坑廃水、騒音等）**
数値による基準が適用されている鉱山等に対して基準適合性の確認を行うもの。
- **その他検査（集積場、休止鉱山等）**
保安検査及び鉱害等検査以外で、リスクが高いと認められる施設の保守管理状況等の確認を行うもの。

【鉱害等検査】

- 坑廃水**：公共用水域への全排出口、処理原水及び各処理施設等の処理水を採取、水量及び水質分析を実施。
- 騒音・振動、鉱煙**：鉱山敷地境界線上であって鉱害発生のおそれの多い箇所を選定し、測定を実施。
- 作業環境粉じん**：作業箇所の粉じん飛散防止措置や作業者の呼吸用保護具の管理状況について検査を実施。

【その他検査】

- 集積場**：保安規程に基づく保守管理状況を書類等により確認するとともに目視による外観検査を実施。
- 休止鉱山等**：危害及び鉱害防止対策の実施状況等をヒアリング及び現場検査により確認を実施。

検査項目	計画	実績	検査結果
鉱害等(坑廃水)	1	1	排水基準値以内であり、特に問題は認められず指摘事項なし
鉱害等(騒音・振動、鉱煙)	2	2	規制基準値以下であり、特に問題は認められず指摘事項なし
鉱害等（作業環境粉じん）	1	1	管理区分 1 であり、特に問題は認められず指摘事項なし
その他(集積場)	1	1	集積場の安定度に関して指摘を実施
その他(休止鉱山等)	2	2	特に問題は認められず、指摘事項なし